

よくある質問

◆◆希望保育施設等について◆◆

Q. 希望保育施設等はいくつまで記入することができますか？

A. いくつでも記入することができます。

ただし、希望施設における内定を辞退した場合、年度内は継続して入所選考（利用調整）しますが、利用の優先度が低くなります。また、一度入所（内定）した施設については、卒園するまで転園はできません。ただし、きょうだいが別々の施設に在籍している場合や町内転居、勤務先の変更により送迎が困難等、やむを得ない事情があり、転園を希望する場合は、町にご相談ください。

※利用調整の結果「第2希望以下の施設に入所したこと」を事由とした転園はできませんので、入所申込前に施設を見学する等し、希望したいずれの施設に決まっても必ず通える範囲で施設をお選びください。

Q. 保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の違いは何ですか？

A. 保育所、認定こども園（保育所部分）は小学校就学前まで、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）は3歳に到達した年度の末日まで利用できます。（2ページ参照）

それぞれの保育施設等に特色があり、保育内容も異なります。詳しい内容を確認したい場合は、各保育施設等に見学・お問い合わせください。

Q. 見学はいつでも行うことができますか？

A. 保育施設ごとに見学できる日（時間帯）は異なります。

保育内容や行事等により、見学のご案内をすることが困難な日（時間帯）があります。直接各保育施設等に見学できる日（時間帯）の確認を行ってください。なお、感染症対策のため、屋外からの見学等になる場合もありますので、御了承願います。

Q. 認定こども園（幼稚園部分）、事業所内保育施設（従業員枠）、幼稚園、認可外保育施設を利用したいのですが、どのような手続きが必要となりますか？

A. 各施設へ直接お問い合わせ・お申し込みください。

◆◆利用調整について◆◆

Q. 子どもが誕生日を迎えたのですが、利用調整での年齢は変わりますか？

A. 令和6年度利用調整は令和6年4月1日現在の年齢で決定します。

空き枠等を確認する際はご注意ください。また、保育料も令和6年4月1日時点の年齢で決定します。なお、令和5年4月1日生まれのお子さんの令和6年度利用調整は1歳児クラス、令和5年4月2日以降に生まれたお子さんは、0歳児クラスで行います。

Q. 祖父母等と同居している場合、利用調整において不利になりますか？

A. 優先度が低くなる場合があります。（16ページ参照）

住民票上は世帯分離していても、同じ家屋に居住している60歳未満（各利用開始希望日時点）の祖父母等が保育に協力可能な場合（保育を必要とすることを証明する書類の提出がない場合）は調整指数が-2、60歳以上70歳未満の祖父母等の場合は調整指数が-1となります。

Q. 申込みは一度行えば保育施設等の利用を開始できるまで有効となりますか？

A. 対象年度内（令和7年3月入所利用調整まで）は有効となります。

利用開始希望日の利用調整で待機となった場合でも、対象年度内は次回以降の利用調整の対象となります。ただし、令和6年度内の利用開始にならず、令和7年4月1日以降も利用希望がある場合には、改めて令和7年度の申込みが必要になりますのでご注意ください。

◆◆提出書類について◆◆

Q. 単身赴任中の保護者の書類提出は必要ですか？

A. 別居している場合でも必要となります。

利用の優先度に影響がありますので、就労証明書等の提出は必要です。世帯状況の欄は単身赴任中であることがわかるように記載してください。また、各年の1月1日に利府町外の市町村に住民登録があった場合は、市町村民税（非）課税証明書等の提出が必要になります。

Q. 離婚を予定しているのですが、夫(妻)の就労証明書等の書類提出は必要ですか？

A. 必要です。

離婚が成立していない（離婚届出が受理されていない）場合には、夫（妻）の就労証明書等の証明書類が必要になります。

ただし、DVによる保護命令を受け児童扶養手当を受給している方は児童扶養手当証書の写しと変更届を提出いただければ、証明書類の提出は必要ありません。

Q. 申込み後に同居人や職業に変更があったのですが、どうすればよいですか？

A. 直ちに子ども支援課保育係に連絡の上、証明書類をご提出ください。

同居人や就労状況等の変更は、利用の優先度や保育料に影響を及ぼす場合があります。連絡がなく、後日判明した場合には、内定等の取り消しや保育料等が遡って変更になる場合があります。

Q. 仕事に内定しているのですが、何か書類を提出した方がよいですか？

A. 就労証明書（就労状況・予定欄が「就労予定」のもの）をご提出ください。

保育施設等の利用開始日時点で、1か月に64時間以上（1日4時間以上かつ月16日以上）の就労を予定していることが就労証明書から確認できる場合は、就労と同様の認定を受けることができます。（利用調整では就労と同様の基準指数となります。）

Q. 仕事をしていないと申込みをすることはできませんか？

A. 求職活動や疾病等を理由とした申込みもできます。

ただし、出産・求職活動・就学を理由として保育認定を受けた場合は、認定期間に制限がかかります。認定期間終了後も保育の利用継続を希望する場合は、認定期間内に引き続き保育が必要となることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。ご提出がない場合、原則として退所となります。

◆◆きょうだいでのお申込みについて◆◆

Q. きょうだいで申込みをして、上の子だけ保育施設等を利用できることになった場合は、下の子の預け先が決定するまで就労しなくても構いませんか？

A. 上のお子さんだけが保育施設を利用でき、下のお子さんの預け先が決まらない場合でも、育児休業中であれば上のお子さんの利用開始月の翌月末日までに復職する必要があります。また、求職活動での入所申込であった場合は、上のお子さんの利用開始日から90日以内に就労を開始する必要があります。

Q. 現在保育施設等利用中の子どもがおり、下の子を出産予定です。下の子の育児休業を取得した場合、上の子は退所となりますか？

A. 原則として下のお子さんの1歳の誕生日の前日までは育児休業を取得しながら、上のお子さんを継続利用させることができます。また、下のお子さんが1歳の誕生日時点で保育施設等の利用待機（入所申込が必須です。）となった場合のみ、さらに延長して利用することが可能です。

なお、上のお子さんの継続利用が認められた場合であっても、継続利用期間中に下のお子さんが保育施設等に入所となった場合は、下のお子さんの利用開始月の翌月末日まで復職することが必要です。

◆◆その他◆◆

Q. 町外に居住している場合でも申込みはできますか？

A. 利用開始日までに町内に転入される場合は申込みできます。

転入先が明確にわかる書類（建物売買契約書等の写し）の提出が必要になります。また、転入後に新しく同居される世帯員の確認資料も必要になる場合があります。

転入先に既に同居人が住んでいる場合は、転入先が明確にわかる書類の提出は不要です。

Q. 保育短(標準)時間認定で利用しているのですが、保育標準(短)時間認定に切り替えることはできますか？

A. 切り替えできます。入所している保育施設または子ども支援課に変更届の提出をしてください。

保育必要量の切り替えとなる前月20日(土日祝日の場合は翌開庁日)までに届出してください。なお、就労証明書等の提出が必要となる場合があります。

(例) 5月1日から復職するため、保育必要量を変更したい場合、4月20日まで変更届及び就労証明書の提出が必要です。

Q. 3号認定から2号認定に切り替わると翌月から保育料も変わりますか？

A. 変更になりません。

3号認定から2号認定への切り替えは満3歳になった時点(3歳の誕生日の前日)で行いますが、保育料は令和6年4月のクラス年齢(令和6年4月1日時点の年齢)等によるので、3号認定から2号認定への切り替えによって保育料が変更になることはありません。

Q. 小規模保育事業所の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A. 卒園する年度の一斉申込時期に認可保育所、認定こども園または幼稚園の入所申込みが必要になります。

(事業所内保育事業所の場合も同様です。)

卒園後の通所先を確保するため、優先的に他の施設に入所できるように選考基準で配慮されます。また、小規模保育事業所によっては、連携施設をご紹介することも可能です。

Q. 現在、小規模保育事業所に2歳児クラスで在籍していますが、育児休業中であっても次年度に3歳児クラスとして町内の認可保育施設・認定こども園(保育所部分)に入所申込みはできますか？

A. 入所申込みできます。(事業所内保育事業所の場合も同様です。)

育児休業の対象となる児童が満1歳の誕生日以前に職場復帰することが条件になります。

Q. 現在町外の保育施設に在籍していますが、利府町に転入見込みです。母が育児休業中ですが、入所申込みはできますか？

A. 入所申込みできます。

現在在籍している保育施設の最終登園日の翌日から利府町の保育施設に入所希望の場合に限り、育児休業の対象となる児童が満1歳の誕生日以前に職場復帰することを条件に、育児休業中のまま入所申込することを認めています。